

英語の単位

ある日英語の先生の自宅を訪問した。単位が危ない友達に懇願されたからだ。情けない奴だとは思ったが已む無く同行した。ところが、友達は合格し、私が不合格であることが判明した。慌てて友達に私の助命嘆願をしてもらったが、懸命のお願いは通用しなかった。手土産の効果は無く、後日先生から英英辞典が贈られてきた。若い日の悪夢である。



(竹内)

蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えた場合の費用の取り扱い

(質問)

当社では、節電対策として自社の事務室の蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えることを考えています(100本で総額110万円。なお、この取り替えに当たっては、建物の天井のピットに装着された照明設備(建物附属設備)については、特に工事は行われていません)。

その取り替えに係る費用については、修繕費として経費処理して差し支えありませんか？

(回答)

1 修繕費と資本的支出

法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額は修繕費となり、その期の経費となります。(法基通7-8-2)。

一方、支出した金額のうち、当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額は資本的支出となり、減価償却計算を通じて、数年かけ経費になります。(法令132、法基通7-8-1)。

2 あてはめ

蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えることで、節電効果や使用可能期間などが向上している事実をもって、その有する固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増しているとして資本的支出に該当するのではないかと考えられますが、蛍光灯(又は蛍光灯型LEDランプ)は、照明設備(建物附属設備)がその効用を発揮するための一つの部品であり、かつ、その部品の性能が高まったことをもって、建物附属設備として価値等が高まったとまではいえないと考えられますので、修繕費として処理することが相当です。

(国税庁HP 質疑応答事例より)

(大寺)

研修会・懇親会のご案内

今年も下記の日程で研修会・懇親会を開催いたします。
役職員一同、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

日時 平成24年9月7日(金)
場所 阿波観光ホテル

内容等詳細は、さくら通信8月号でご案内させていただきます。



算定基礎届の提出について ※

「算定基礎届」の提出は、お済みですか？

毎年1回、4・5・6月に支払われた報酬を「算定基礎届」に記入し、提出することにより本年9月から翌年8月（原則）までの標準報酬月額（社会保険料）が決定されます。



- ◇提出期限 **7月2日（月）～7月10日（火）**
- ◇対象となる方 平成24年5月31日までに資格を取得し、平成24年7月1日現在被保険者である方
- ◇提出方法 郵送（同封の返信用封筒を利用）
- ◇提出先 管轄の年金事務所

健康保険被扶養者状況リストの提出について ※

被扶養者資格の再確認をお願いします。

7月31日（火）までに管轄の年金事務所へ提出してください。

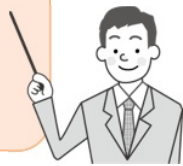
※ なお、労務士法人に委任いただいている事業所様においては、こちらでまとめて提出いたします。

労働保険年度更新について

もう一度ご確認を！！

- ◇雇用保険の適用範囲
1 週間の所定労働時間が、20時間以上
31日以上の雇用見込みがあること
- ◇雇用保険料率
平成24年度の雇用保険料率
一般 労働者負担分 5/1000 (13.5/1000)
建設 労働者負担分 6/1000 (16.5/1000)

- ◇免除対象高年齢労働者
昭和23年4月1日までに生まれた方
- ◇申告・納付期限
平成24年7月10日



詳しくは、当事務所にお問い合わせください。

（徳永）



- 10日 一括有期事業開始届
＜概算保険料160万円未満；請負金額19,000万円未満の工事＞（労働基準監督署）
健保・厚年の報酬月額算定基礎届＜7月1日現在＞（年金事務所）
労働保険料概算・確定申告書の提出（労働基準監督署）
労働保険料の納付（郵便局または銀行）
労災保険一括有期事業報告書提出（労働基準監督署）
勤労青少年旅客運賃割引証交付申請書（第1種）の提出
＜7月10日～8月20日＞（労働基準監督署）
- 15日 身障者・高齢者・外国人雇用状況報告書提出（公共職業安定所）

- 31日 労働者死傷病報告書の提出＜休業4日未満4月～6月分＞（労働基準監督署）
健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付（使用）状況報告書提出
（年金事務所・公共職業安定所）
支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者
（誕生月を迎える者）現況届
旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届
- ※ 全国安全週間（1日～7日）
勤労青少年の日（第3土曜日）

資産税係 ～ 遺言書について Part 2 ～

遺言書の種類には以下のようなものがあり、それぞれメリット、デメリットがあります。

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成方法	遺言者が遺言の全文、日付、氏名を自署し、押印する。（ワ・プロや代筆は無効）	遺言者が内容を口述し、公証人が作成する。証人2人以上が必要。	遺言者が内容を記して、署名・押印のうえ封印し、公証人、証人2人以上が確認する。（ワ・プロ・代筆可能だが、署名は必ず自署）
家庭裁判所の検認	必要	不要	必要
メリット	公証人、証人が必要ない。 遺言者1人でできる。 遺言内容の秘密が守れる。 費用がかからない。	遺言書作りのプロが仕上げる。 遺言書の管理が安心・安全。	署名以外が自筆でなくてもよい。 遺言を残したことが、法的に明らかになる。 遺言の内容の秘密が守れる。
デメリット	すべてを遺言者本人が手書きしなければならない。 手書きのため偽造される恐れがある。 遺言者が保管するため、紛失、隠匿、破棄の危険がある。 内容不備による法的無効の可能性がある。	相続に関係ない証人が2人以上必要。 遺言内容が他人に知られる。 手数料がかかる。	遺言執行の開封時まで、有効か、無効かわからない。また若干の費用がかかる。

遺言者がいくつか存在する場合には、死亡した時点に最も近い日付にて作成された遺言が効力を持つことになります。遺言書がある場合にはまずは遺言の内容が最優先されますが、もし、相続人が遺言書に納得できない場合には？ 次回は、相続人が遺言書に納得できない場合について説明します。

（坂田）

建設係 ～ 平成25年度格付基準変更② ～

平成25年度からの格付基準の見直しは先月号でお知らせした通りですが、主観点における技術者の加点も右記の通り見直しが行われます。

なお、徳島県の経営規模等評価の審査も始まっており、申請書・手引きが公表されております。昨年度と比べ大きな変更点はありませんが、様式には小さな変更があり、平成24年7月1日以降申請分とそれ以前では申請書・手引きが違いますので、最新のものをご使用ください。

技術者の資格等	1人当たりの加点数
1級技術者	5点 → 6点
1級（監理技術者）	6点 → 7点
登録基幹技能者	3点 → 3.5点
2級技術者	2点 → 2.5点
その他技術者	1点 → 1.5点

（注）小数点以下は切り捨てとなります。

（岸上）

医療係 ～ 平成24年度診療報酬改定のポイント（外来に関する評価）～

Q：地域医療貢献加算はどのように変わりましたか？

A：名称が「時間外対応加算」に変更され、3段階の評価となりました。

地域医療貢献加算 3点	⇒	新	時間外対応加算1	5点（常時対応）
		改	時間外対応加算2	3点（準夜帯対応）
		新	時間外対応加算3	1点（輪番制）

病院と診療所の役割分担を進め、病院勤務医の負担を軽減するため、地域医療貢献加算の点数が引き上げられています。また名称をわかりやすくするため、「時間外対応加算」に変更し、時間外の体制に応じて3段階の点数を設定しています。

診療所が時間外に電話などの問い合わせ（※）に応じることで、休日・夜間に病院を受診する軽症患者の減少を図るのがねらいです。

（※）問い合わせに応じる患者は、新規初診患者ではなく、継続的に受診している患者のみとなっています。（後藤）

リスマネ委員会 ～ 経営者が万一の場合に必要な資金シリーズ ～

家族を守るための資金 ～役員退職金・功労加算金・弔慰金～

役員退職金は、経営者勇退時だけでなく、経営者に万一のことがあった場合の死亡退職金としてその資金準備が必要となります。また、所定の非課税枠があるため、「役員退職金」とは別に弔慰金を支給する方法が節税になる場合があります。

役員退職金の計算

① 役員退職金

$$= \text{報酬月額} \times \text{在任年数} \times \text{功績倍率} ※$$

※功績倍率モデル 会長…2.8 社長…3.2 専務…2.6 常務…2.3 取締役…2.0 監査役…2.0

② 功労加算金（創業社長など会社発展に特に功労があった場合など）

$$= \text{①役員退職金} \times \text{0～30\%}$$

※！功績倍率モデルは参考例であり、資本金・従業員数・職種などにより異なります。

※！役員退職金が過大であると、過大部分について損金性が否認される可能性があります。

死亡退職金の税務メリット

●遺族（相続人）が受け取る死亡退職金のうち「500万円×法定相続人の数」までは相続税が非課税となります。

（相続税法第3条および第12条）

●個人加入する生命保険の死亡保険金も相続税の対象となりますが「500万円×法定相続人の数」までは非課税となりますので、会社からの死亡退職金の非課税枠と、個人の死亡保険金の非課税枠を活用するためにも、保険は個人と法人で別々に加入する方が一般的に節税につながります。（相続税法第3条および第12条）

③ 弔慰金

$$= \text{報酬月額} \times \begin{cases} 36 \text{ヶ月分(業務上の死亡)} \\ 6 \text{ヶ月分(業務外の死亡)} \end{cases} \quad (\text{相続税法基本通達3-20})$$

弔慰金の税務メリット

遺族が受け取る弔慰金は上記の範囲であれば非課税となります。

法人にとっても上記範囲内であれば、弔慰金支給時に損金処理が可能ですので、退職慰労金と弔慰金を区分して支給する方法が、納税資金が少なく済みます。

『役員退職慰労金規程』の整備を

●役員退職金や弔慰金の支給がスムーズになるようにあらかじめ「役員退職慰労金規程」を設け、その支給のための資金をご準備されることをおすすめします。

※上記の税務取扱は現行の税制に基づくものです。今後、税務の取り扱いが変わる場合もあります。

（井村）

企業年金制度に基づき退職給付に充てるために積み立てられている資産が、年金資産です。厚生年金基金制度及び適格退職年金制度において保有する資産は年金資産となります。

なお、特定の退職給付制度のために、その制度について企業と従業員との契約（退職金規程等）に基づき、以下のすべての要件を満たした特定の資産は年金資産とみなされます。

要件 1	退職給付以外に使用できない
要件 2	事業主及び事業主の債権者から法的に分離されている
要件 3	積立超過分を除き、事業主への返還、事業主からの解約・目的外の払出し等、事業主の受給者等に対する詐欺的行為が禁止されている
要件 4	資産を事業主の資産と交換できない

来月は、年金資産の会計処理についてご説明します。

(渡邊)

7月の税務

1 所得税の予定納税額の納付(第1期分)

納期限…7月31日

2 所得税の予定納税額の減額申請

申請期限…7月17日

3 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付

納期限…7月中旬において市町村の条例で定める日

4 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

納期限…7月10日(年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)

5 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)

申告期限…7月31日

6 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

申告期限…7月31日

7 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

申告期限…7月31日

8 11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)

申告期限…7月31日

9 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)

申告期限…7月31日

10 消費税の年税額が4800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)

申告期限…7月31日

※ 税理士法施行61周年

昭和26年6月15日公布

昭和26年7月15日施行



さくら税理士法人 新入職員紹介

新メンバーを迎え、気持ち新たに頑張っていきますので、よろしくお願いします！！

税務部 第3課 北淵宏樹

皆様はじめまして！5/16よりさくら事務所でお世話になっている北淵宏樹です☆

入社して(6/1 現在)1ヶ月と経っておりますが、こんな調子で働いていいのか？と思うほど居心地が良く、まだ若干きこちなさがぬぐえませんが(笑)個性的な課員の皆様の中、日々楽しく過ごさせて頂いております。

ところでご存じの方が多いかもしれませんが、我が徳島、アウトドアスポーツが盛んなことに最近になって気づきました(遅)シーカヤック、パラグライダー、スキューバダイビング。特に大歩危小歩危のラフティングスポットは世界的にも有名だそう。ということで、今年まずはラフティングに挑戦する予定です♪皆さんも一緒にどうですか？老若男女問わずラフティング仲間募集しております☆★テニス仲間も随時募集中♪

長くなりましたが、末永いお付き合い、どうかよろしくお願いいたします。

四国税理士会 事務所職員永年勤続者表彰

表彰を終えて、一言頂きました！！

税務部 第5課 正木由起子

入社してはや5年を迎えました。図太く見える私ですが、歳のせいか、記帳方法、職場環境、その他諸々に慣れるのに、実は1年以上かかりました。しかし、これだけの人数を抱える事務所にもかかわらず、皆さんそれぞれが本当に親切で(※ゴマをすっているわけではありません！)、組織構築もされていて、安心してこれまで仕事に励むことができました。30歳もとうに超えて当法人への転職を考えたのは、今後仕事を続けていく上で、ステップアップが欠かせないとの考えからでした。入社して今もなお、自分の能力不足に悩まされながら日々仕事に取り組んでいます。ここには学ぶべき人がたくさんいます。この場をお借りして、先生方及び職員の皆さんにお礼を申し上げると共に、今後ともご指導頂けますよう、どうかよろしくお願い致します。

これからの目標『若い人達からも刺激をもらい、心身共に若返る(〜)』

初心を忘れることのないように、これからも頑張っ参ります！

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメール : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1184

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。